

令和8年度  
朝霞市立朝霞第一中学校  
いじめの防止基本方針



## 目次

はじめに

第1 いじめの未然防止のための取組

第2 いじめの早期発見への取組

第3 いじめの早期解決への取組

第4 いじめの問題に向けての校内組織

## はじめに

すべての生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。生徒一人ひとりが健やかに成長していくことは、保護者・学校・地域の願いである。

朝霞第一中学校では、いじめ防止対策推進法の第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れるような学校づくりのため、いじめ防止に努める。そのために、教職員が一丸となり、効果的に対応することを目指す。

そのために、①子どもたちの人権感覚を育成するとともに、学校や家庭において、いじめ防止及び早期発見・早期対応に向けた取組を行うとともに、教育相談活動の充実を図る。

②不登校の未然防止と不登校児童生徒一人一人の状況にあった支援が行えるよう小・中学校の連携を推進するとともに、状況改善と課題解決を目指した教育相談活動の充実を図る。

上記2点は、朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針に掲げられているものであるが、これらを実践できるように全職員で対応し、いじめ防止の未然防止と問題解決につなげていく。

いじめ防止対策推進法より

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針より

ア、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。

イ、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

ウ、学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを解決するための必要な措置を講じる。

エ、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを行う仕組みとともに、本市におけるいじめの防止等に資する啓発活動や教育的な取組を具体的に定める。

オ、取組の実効性を高めるために、朝霞市いじめ防止基本方針が本市の実情に即して、適正に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

## 第1 いじめの未然防止のための取組

1、いじめは、全ての生徒に関係する問題である。安心して学習・学校生活などに取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、いじめの未然防止に努める必要がある。

### 《具体的な取組》

- ・職員会議、企画委員会、生徒指導部会、教育相談部会、生徒指導委員会などで話し合いを充実させ、教員間での情報の共有を図るとともに、生徒一人ひとりに寄りそった学級経営を目指す。
- ・主体的に参加できる学習活動や、受容と規律を大切にした学校経営を充実させる。
- ・道徳教育の充実を図り、豊かな情操と心の通う対人関係づくりの充実を図る。
- ・学校生活アンケートを毎学期実施して、悩みごとやいじめに対する聞き取りと個に応じた対応を図る。
- ・さわやか相談室と担任・学年・学校の連携を深め、電話連絡や家庭訪問、面談を通して、相互理解、相互協力を図る。
- ・人権教育の推進、体験活動の充実を図り、規範意識の向上を図る。

2、生徒が主体的に周りの問題について考え、解決方法を見出し、解決しながら、他者と調和的に生きていく社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

### 《具体的な取組》

- ・生徒会本部役員を中心として、いじめ撲滅運動を支援していく。
- ・生活委員では、あいさつ運動を実施し、生徒同士の心の交流を図る。
- ・例年10月、11月を「いじめ撲滅月間」として、生徒会を中心に全校で取り組む。
- ・「いじめ撲滅月間」の期間中、一人ひとりが今出来ることを掲示物に貼り、平和の輪を広げる活動を行っている。

3、保護者への積極的な情報発信を行い、家庭・学校・地域でいじめ防止の重要性に関する理解を深める啓発活動などを行う。

### 《具体的な取組》

- ・PTAと連携を図り、見守り活動を実施し、地域の実態を把握する。
- ・校区内の小学校で年2回、あいさつ運動を行う。(現在は中学校のみ行っています)
- ・学校便りを地域に配布し、学校の現状を情報発信する。
- ・薬物乱用防止教室・非行防止教室を開催し、SNSに関わる問題やいじめ防止と薬物に関する理解を深める。

## 第2 いじめの早期発見への取組

本校では、全職員で対応する生徒指導の理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員で以下の取組を実践していく。

- 1、教育相談部による学校生活アンケートを毎学期実施して、悩みごとやいじめに対する聞き取りと個別対応を図る。
- 2、朝霞市教育委員会から発出された「保護者対象いじめアンケート調査」を活用し、いじめの実態を掌握する。
- 3、学級活動を通じて、個別指導・二者相談・三者面談などを行い、生徒の言動や行動を見逃さない。
- 4、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を共有し、その変化に対して速やかに対応する。

また、子どもたちの人権感覚を育成するとともに、学校や家庭において、いじめ防止及び早期発見・早期対応に向けた取組を行うとともに、教育相談活動の充実を図る

- 1、人権感覚育成プログラムを年間で数回実施する。
- 2、道徳の時間を通して、いじめをテーマにした内容を取り扱う。
- 3、さわやか相談室の利用状況を確認し、悩みの状況に応じて、個別対応の充実と教職員間の連携を図る。

### 第3 いじめの早期解決への取組

本校では、全職員で対応する生徒指導の理念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員で以下の取組を実践していく。

- 1、いじめ問題を発見したときは、すぐに家庭と連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
  - ・いじめを受けた生徒に対する支援、および保護者に対する情報提供、支援を行う。
  - ・いじめを行った生徒に対する指導、および保護者に対する助言を行う。
- 2、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、必要な措置を講ずる。
- 3、いじめの内容によっては、犯罪行為として取扱い、朝霞警察署と連携を図る。
- 4、いじめの内容で、他校の生徒が関係する場合、当該校への通報と適切な措置、対応を取る。
- 5、インターネットや SNS を通じて行われる不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を防ぐため、関係機関（朝霞市教育委員会、朝霞警察署など）と連携を図り、対応する。
  - ・関係機関と連絡を取りながら、被害の拡大を防ぐため、削除などを依頼する。（ただし、証拠となりうる場合、慎重な対応を行う。）
  - ・学校間で起こっている場合、慎重に対応をし、指導の内容に差が出ないように連携を図る。

また、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき、速やかに対応する。

- 1、毎年10月、11月を「いじめ撲滅月間」として、生徒会を中心に全校で取り組む。
- 2、「いじめ撲滅月間」の期間中、一人ひとりが今出来ることを掲示物に貼り、平和の輪を広げる活動を行っている。
- 3、職員会議、生徒指導委員会の中で、問題を抱えている生徒の情報を交換し、現状及び今後の共通指導ができるように図る。
- 4、スクールカウンセラーの活用やさわやか相談室の利用など、生徒・保護者がいじめにかかわる相談ができる体制を確立する。

## 第4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校が、いじめの防止などのために以下のような校内組織づくりをする。この校内組織では、校長を中心とし、全職員の協力体制を確立し、いじめ根絶に向け、対応する。

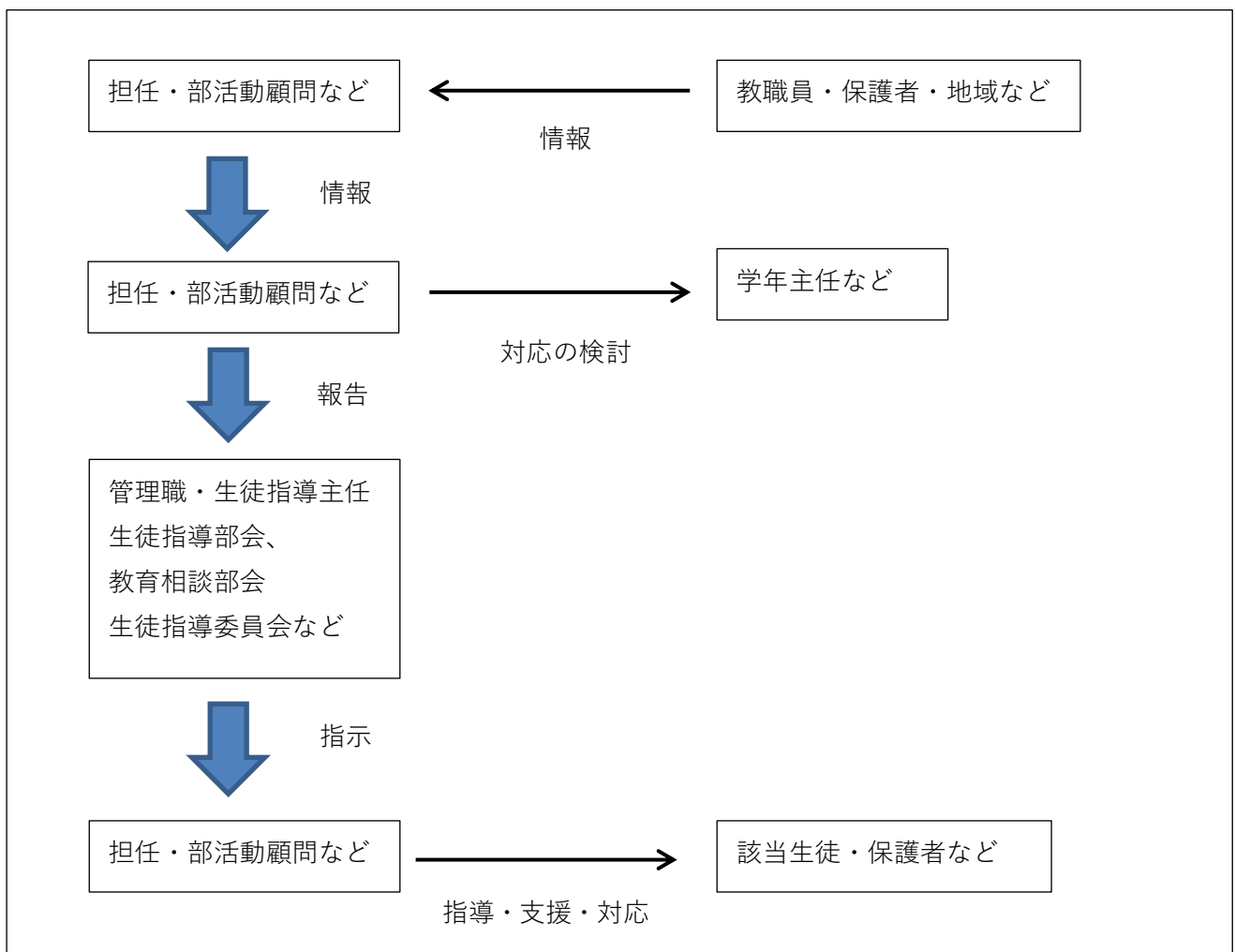
### 1、構成

- ・構成については全職員であるが、早急にいじめを解決できるように、個々の事案により、学級担任や学年主任、部活動顧問などと管理職、生徒指導主任が連携を図り、対応する。

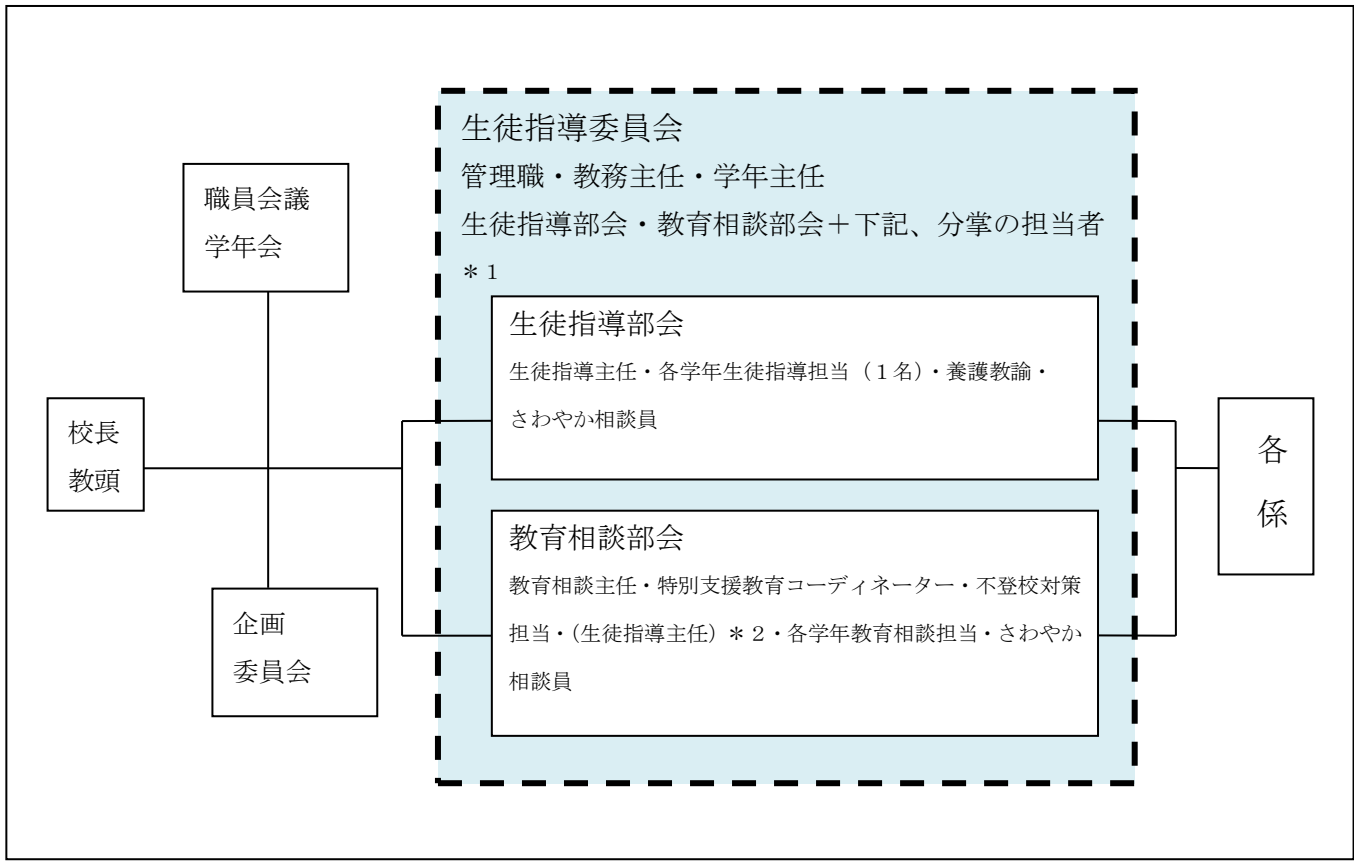
### 2、活動内容

- ・家庭、地域、関係機関と密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に努める。
- ・職員会議や生徒指導部会、教育相談部会などを通じて、情報を交換する。

### 3、初期対応



# 生徒指導組織図



\* 1 分掌の詳細については次項に記載。

\* 2 生徒指導主任については、必要に応じて出席する。

## 「いじめの重大事態」対応について

○学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

ア) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）

イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査に着手）

※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至った、という申し立てがあったとき

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

### ●学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない第三者の参加を図る。適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめの行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※調査に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、資料の再分析等は必要に応じて実施。

### ●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で経過報告する）。

※関係者の個人情報に十分に配慮。ただし、個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査の際にその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

### ●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

### ●調査結果を踏まえた必要な措置